

別紙（四国電力送配電株式会社 管内）

## 1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

## 2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（5）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金（次項3（1）・（3）・（5）の場合は最低料金）＋②電力量料金±③燃料費調整額  
＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量（次項3（2）・（4）の場合）

最低料金＝1 契約あたり最低料金（次項3（1）・（3）・（5）の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）・（3）・（5）は除く）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量（次項3（2）・（4））

＝電力量料金単価×（使用量-11kWh）（次項3（1）・（3）・（5）の場合）

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量（次項3（2）・（4））

＝燃料費調整単価（最初の11kWh）＋燃料費調整単価×（使用量-11kWh）（次項3（1）・（3）・（5）の場合）

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（6）～（15）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（16）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

$$\text{⑤割引額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) * \text{割引率}$$

### 3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

#### (1) 従量電灯 A

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

##### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

##### ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

#### ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の11kWhまで	1契約	411円40銭
電力量料金	11kWh~120kWh	1kWh	20円37銭
	121kWh~300kWh	1kWh	26円99銭
	301kWh~	1kWh	30円50銭

##### ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

##### ヘ 割引率

割引率は12%とします

#### (2) 従量電灯 B

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キ

ロ ボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとし、なお、本約款3条(12)最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	374円00銭
電力量料金	~120kWh	1kWh	16円97銭
	121kWh~300kWh	1kWh	22円50銭
	301kWh~	1kWh	25円42銭

ホ 割引率

割引率は12%とします

(3) おトクeプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

## ニ 料金単価 (税込)

最低料金	最初の 11 k Wh まで	1 契約	411 円 40 銭
電力量料金	11kWh~120kWh	1kWh	20 円 37 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	26 円 99 銭
	301kWh~	1kWh	28 円 30 銭

## ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

## ヘ 割引率

割引率は 1 2 % とします

## (4) ビジネススタンダードプラン

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条 (1 2) 最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

## ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	374 円 00 銭
電力量料金	~120kWh	1kWh	16 円 97 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	22 円 50 銭
	301kWh~	1kWh	25 円 42 銭

## ホ 割引率

割引率は12%とします

(5) ホリデー e プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

最低料金

1 契約につき平日の最初の 11 キロワット時まで	356 円 40 銭
---------------------------	------------

(イ) 平 日 \*休日以外の日

11 キロワット時を超え 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 22 銭
80 キロワット時を超え 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 78 銭
200 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	34 円 78 銭

(ロ) 休 日

\*休日 土曜日、日曜日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日  
国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

1 キロワット時につき	18 円 76 銭
-------------	-----------

ホ 割引率

割引率は3%とします

(6) でんか e マンションプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、四国電力株式会社のでんか e マンションプラン（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,344 円 44 銭
	上記を超える 1 キロワットにつき	415 円 56 銭

(イ) 平日昼間時間（平日デイトime）\* 午前 9 時から午後 11 時。ただし休日に該当する時間を除く。

1 キロワット時につき	34 円 97 銭
-------------	-----------

(ロ) 夜間・休日時間（ナイトタイム・ホリデータイム）\* 平日昼間時間以外の時間。

1 キロワット時につき	20 円 09 銭
-------------	-----------

\* 休日 土曜日、日曜日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日  
国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

ホ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のでんか e マンションプラン（主契約料金条件）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3 % とします

(7) 時間帯別 e プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社の時間帯別 e プラン（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(イ) 昼間時間 \* 午前 7 時から午後 11 時。

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 39 銭
90 キロワット時を超え 230 キロワット時までの 1 キロワット時	29 円 67 銭
230 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	31 円 98 銭

(ロ) 夜間時間 \* 昼間時間以外の時間。

1 キロワット時につき	14 円 49 銭
-------------	-----------

ホ その他割引

割引額については、四国電力株式会社の時間帯別 e プラン（主契約料金条件）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3 % とします

(8) 季節別時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社の季節別時間帯別電灯（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,650 円 00 銭
------	---------------------------	--------------

	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	506 円 00 銭
--	-----------------------	------------

(イ) 昼間時間 \*午前 7 時から午後 11 時

(夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日 その他季：10 月から翌年 6 月 30 日)

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	32 円 56 銭	27 円 14 銭

(ロ) 夜間時間 \*昼間時間以外の時間。

1 キロワット時につき	11 円 24 銭
-------------	-----------

ホ 最低月額料金

1 契約につき	495 円 00 銭
---------	------------

ヘ その他割引

割引額については、四国電力株式会社の季節別時間帯別電灯（主契約料金条件）によります。

ト 割引率

割引率は 3%とします

(9) 時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社の時間帯別電灯（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(イ) 昼間時間 \*午前 7 時から午後 11 時

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 39 銭
90 キロワット時を超え 230 キロワット時までの 1 キロワット時	29 円 67 銭
230 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	33 円 53 銭

(ロ) 夜間時間 \*昼間時間以外の時間。

1 キロワット時につき	11 円 24 銭
-------------	-----------

ホ 最低月額料金

1 契約につき	495 円 00 銭
---------	------------

へ その他割引

割引額については、四国電力株式会社の時間帯別電灯（主契約料金条件）によります。

ト 割引率

割引率は3%とします

## (10) ピークシフト型時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12(1)または(2)に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社のピークシフト型時間帯別電灯（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記を超える1キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(イ) ピーク時間 \*夏季の午前1時から午後4時までの時間

(夏季：7月1日から9月30日 その他季：10月から翌年6月30日)

1 契約につき	56 円 85 銭
---------	-----------

(ロ) 昼間時間 \*午前7時から午後11時までの時間。ただしピーク時は除きます。

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 45 銭
90キロワット時を超え230キロワット時までの1キロワット時	28 円 42 銭
230キロワット時を超える1キロワット時につき	32 円 12 銭

(ハ) 夜間時間 \*午前0時から午後7時までおよび午後11時から翌日午前0時までの時間

1 キロワット時につき	11 円 24 銭
-------------	-----------

ホ 最低月額料金

1 契約につき	495 円 00 銭
---------	------------

へ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のピークシフト型時間帯別電灯（主契約料金条件）によります。

ト 割引率

割引率は3%とします

(11) スマートeプラン[タイプL]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12(1)または(2)に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社のスマートeプラン[タイプL]（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,210円00銭
	上記を超える1キロボルトアンペアにつき	374円00銭

(イ) 昼間時間 \*午前9時から午後5時までの時間。

最初の40キロワット時までの1キロワット時につき	21円05銭
40キロワット時を超え90キロワット時までの1キロワット時	27円91銭
90キロワット時を超える1キロワット時につき	41円87銭

(ロ) 朝夕時間 \*午前7時から午後9時までおよび午後5時から翌日午前11時までの時間

1キロワット時につき	27円76銭
------------	--------

(ハ) 夜間時間 \*午前0時から午後7時までおよび午後11時から翌日午前0時までの時間

1キロワット時につき	11円24銭
------------	--------

ホ 最低月額料金

1契約につき	495円00銭
--------	---------

ヘ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のスマートeプラン[タイプL]（主契約料金条件）によります。

ト 割引率

割引率は3%とします

(12) スマートeプラン[タイプH]

## イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

## ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社のスマート e プラン[タイプ H]（主契約料金条件）によります。

## ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,650 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	506 円 00 銭

(イ) 平日昼間時間 \* 午前 9 時から午後 5 時までの時間。ただし休日の該当時間を除きます。

(夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日 その他季：10 月から翌年 6 月 30 日)

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	37 円 76 銭	31 円 47 銭

(ロ) 休日昼間時間 \* 休日に定める日の午前 7 時から午後 11 時までの時間

1 キロワット時につき	24 円 60 銭
-------------	-----------

(ハ) 平日朝夕時間 \* 午前 7 時から午後 9 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間  
休日に定める日の該当時間を除きます。

1 キロワット時につき	27 円 19 銭
-------------	-----------

(ニ) 夜間時間 \* 午前 0 時から午後 7 時までおよび午後 11 時から翌日午前 0 時までの時間

1 キロワット時につき	11 円 24 銭
-------------	-----------

\* 休日 土曜日、日曜日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日  
国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

## ホ 最低月額料金

1 契約につき	495 円 00 銭
---------	------------

## ヘ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のスマート e プラン[タイプ H]（主契約料金条件）によります。

## ト 割引率

割引率は 3 % とします

(13) スマート e プラン[タイプ L+]

## イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

## ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社のスマート e プラン[タイプ L+]（主契約料金条件）によります。

## ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

## (イ) 昼間時間（デイトタイム） \* 午前 9 時から午後 5 時までの時間。

最初の 40 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 25 銭
40 キロワット時を超え 90 キロワット時までの 1 キロワット時	29 円 49 銭
90 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	38 円 34 銭

## (ロ) 夕方時間（リビングタイム）

\* 午後 5 時から午後 11 時までの時間

1 キロワット時につき	29 円 38 銭
-------------	-----------

## (ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

\* 午前 0 時から午前 9 時までおよび午後 11 時から翌日午前 0 時までの時間

1 キロワット時につき	14 円 49 銭
-------------	-----------

## ホ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のスマート e プラン[タイプ L+]（主契約料金条件）によります。

## ヘ 割引率

割引率は 3 % とします

## (14) スマート e プラン[タイプ H+]

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12 (1) または (2) に該当すること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所

において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、四国電力株式会社のスマートeプラン[タイプH+]（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
	上記を超える1キロボルトアンペアにつき	506円00銭

(イ) 平日昼間時間（平日デイトタイム）

\* 午前9時から午後5時までの時間。ただし休日の該当時間を除きます。

（夏季：7月1日から9月30日 その他季：10月から翌年6月30日）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	36円88銭	30円73銭

(ロ) 休日昼間時間（休日デイトタイム）

\* 休日に定める日の午前7時から午後11時までの時間

1キロワット時につき	24円73銭
------------	--------

(ハ) 平日夕方時間（平日リビングタイム）

\* 午前5時から午後11時までの時間。ただし休日の該当時間を除きます。

1キロワット時につき	29円26銭
------------	--------

(ニ) 夜間時間（ナイトタイム）

\* 午前0時から午後9時までおよび午後11時から翌日午前0時までの時間

1キロワット時につき	14円49銭
------------	--------

\* 休日 土曜日、日曜日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日  
国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

ホ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のスマートeプラン[タイプH+]（主契約料金条件）によります。

ヘ 割引率

割引率は3%とします。

(15) でんかeプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)四国電力株式会社の電気需給条件[低圧]12(1)または(2)に該当すること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、四国電力株式会社のでんかeプラン（主契約料金条件）によります。

ニ 料金単価

基本料金	1契約につき最初の10キロワットまで	8,637円04銭
	上記を超える1キロワットにつき	562円22銭

(ウ) 平日昼間時間（平日デイトime）\*午前9時から午後11時。ただし休日に該当する時間を除く。

70キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円49銭
------------------------	--------

(ワ) 夜間・休日時間（ナイトタイム・ホリデータイム）\*平日昼間時間以外の時間。

240キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円64銭
-------------------------	--------

\*休日 土曜日、日曜日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日  
国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

ホ その他割引

割引額については、四国電力株式会社のでんかeプラン（主契約料金条件）によります。

ヘ 割引率

割引率は3%とします

(16) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1,116 円 50 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	15 円 8 銭
	上記以外	1kWh	14 円 36 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。